平成２５年（フ）第１１１１号
埼玉県羽生市東９丁目３番地１
債務者　日高智恵美
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　麻紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２号
秋田県能代市住吉町17番６号　藤原アパート１階
債務者　藤原　弘毅
１　決定年月日時　平成25年６月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小坂　　塁
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月26日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１４７号
北海道旭川市９条通２丁目2346番地の１　パークハイツ信和402号
債務者　福本　裕美（旧姓梶川）
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　金　　昌宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午後２時50分
５　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５４号
埼玉県三郷市さつき平２丁目５番２―1409号
債務者　高橋　申一
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉村　総一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１１１７号
横浜市泉区下和泉２丁目26番33号
債務者　藤村　　覚
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小池　　翼
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月24日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１２号
愛知県西尾市今川町土井堀20番地２
債務者　春田八千代
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　蜂須賀邦夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月４日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
新潟県上越市五智新町９―７、住民票上の住所新潟県上越市木田２丁目３番15号　スノーチャイルドＣ棟205号
債務者　片桐　恵子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　樽澤　広和
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第５００号
京都市左京区田中上大久保町13番地２　ネオコーポ洛北704号
債務者　岩崎　正男
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　繁一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５０１号
京都市左京区田中上大久保町13番地２　ネオコーポ洛北704号
債務者　岩崎百合子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　植松　繁一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月９日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３２５号
静岡市駿河区北丸子２丁目20番９号
債務者　鈴木　順一
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　御宿　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２６号
静岡市駿河区北丸子２丁目20番９号
債務者　鈴木　雅代
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　御宿　哲也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３４号
静岡県焼津市高新田380番地の５
債務者　金丸　和彦
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　善弘
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６２号
佐賀県唐津市相賀2325番地
債務者　保利　鈴子
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　半田　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月１日午後４時
５　免責意見申述期間　平成25年10月１日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第９２号
群馬県高崎市吉井町池66番地１　コーポルアラル102号
債務者　安藤　孝弘
１　決定年月日時　平成25年６月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第２３０号
埼玉県越谷市大字野島19番地
債務者　齋藤　　進
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４９号
埼玉県草加市北谷２丁目16番４号　グランハイムＡ―102号
債務者　村田　　篤
１　決定年月日時　平成25年６月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１５号
福岡県行橋市大橋３丁目12番３号
債務者　坂村　正之
１　決定年月日時　平成25年６月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係